

環境省「平成 31 年度(2019 年度)企業の中長期排出削減目標設定や
排出量算定支援事業等委託業務」

【SBT 目標設定支援事業】

募集要項

1. 背景および目的

パリ協定を契機として、企業はサプライチェーン全体での温室効果ガス(以下、GHG という)排出量削減取組みや脱炭素経営を行うことが求められるようになってきております。このような中、企業の GHG 排出量削減目標がパリ協定に整合していることを審査する SBTi(Science Based Targets initiative)(※1)による認定(SBT 認定)を得ようと、グローバル企業を中心に検討が進んでいます。

環境省では、平成 29 年度から企業における中長期的なサプライチェーン全体の削減目標設定を促進、支援しています。現在(令和元年 6 月 21 日時点)、日本企業における SBT 認定取得企業は 44 社であり、今年度も引き続き支援を実施いたします。

企業が SBT 目標の設定に向けて検討できるよう、SBT の認定基準および手法の解説を行う合同説明会の開催や SBT 認定を得られる水準の目標設定に関する個社別コンサルテーション支援(以下、個社別面談という)を実施します。また、個社別面談の対象企業のうち希望する企業に対し、Scope3 の 15 カテゴリの算定達成に向けた支援についても実施します(過去の成果報告は環境省「グリーン・バリューチェーン プラットフォーム」(以下、環境省 GVC サイトという)(※2)の「SBT 取組事例」、「算定事例」を参照)。

また、今年度は、より多くの企業が SBT 目標設定や Scope3 算定の知見を獲得する機会を得られるよう、SBT 目標設定や Scope3 算定に関する合同説明会のみでの参加も可能とします。

つきましては本支援へ参加を希望する企業を以下のとおり募集いたします。

なお、本支援に関する事務運営は、環境省から委託を受けた「みずほ情報総研株式会社」が実施いたします。

※1:SBT(Science Based Targets)とは、産業革命時期比の気温上昇を「2℃未満」にするために、企業が気候科学(IPCC)に基づく削減シナリオと整合した削減目標を設定すること、およびその目標。2019 年 4 月に認定基準などが更新された(旧基準は 2019 年 10 月 15 日まで有効)。

SBTi(SBT initiative)とは、CDP、国連グローバル・コンパクト、WRI、WWF による共同イニシアティブ。気候科学(IPCC)に基づく削減シナリオと整合した企業の削減目標を SBT 認定し、認定企業を以下のサイトに掲載。

<https://sciencebasedtargets.org/>

※2:環境省が運営する本支援事業の WEB サイト。サプライチェーン排出量、SBT、RE100、We Mean Business(SBT,RE100,EP100,EV100 等のプラットフォーム)等に関する環境省情報プラットフォームとして、関連動向、算定方法等に関するトピックを掲載中。

SBT 取組事例

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/case_smpl_sbt.html

Scope3 算定事例

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/case_smpl.html#santei

2. SBTに取り組むメリット

SBT は、パリ協定に整合した持続可能な企業であることをステークホルダーに対して分かり易くアピールできます。

(1) 対投資家・対顧客という意味でのメリット

- 年金基金等の機関投資家は、中長期的なリターンを得るために、企業の持続可能性を評価します。
- 調達元へのリスク意識が高い顧客は、サプライヤーに対して野心度の高い目標、取組みを求めます。

⇒SBT に取り組むと、CDP の採点において評価され、投資家からの ESG 投資の呼び込みに役立ちます。2019 年の CDP 質問書では SBT 認定を受けていると、「リーダーシップ」の得点を獲得することができます。

総量目標で SBT 認定を受けている場合：4.1a でフルポイント

原単位目標で SBT 認定を受けている場合：4.1b でフルポイント

⇒SBT に取り組むと、自社のビジネス展開におけるリスクの低減・機会の獲得につながります。

(2) サプライヤーの取組につながるというメリット

- サプライヤーが環境対策に取り組むことで、自社の評判の低下や、排出規制によるコスト増といったサプライチェーンのリスク回避につながります。SBT はサプライチェーンの目標を設定するため、サプライヤーに対して削減取組みを求めることにつながります。

⇒SBT で設定した削減目標を、サプライヤーに対して示すことで、サプライチェーンの調達リスク低減やイノベーションの促進へつなげることができます。

(3) 社内・従業員のモチベーションを高められるというメリット

- 企業が省エネ、再エネ、環境貢献製品の開発に取り組むことは、コスト削減や評判向上といった企業価値向上につながります。SBT は社内に対して野心的な削減目標を課すため、積極的な削減取組みを求めることにつながります。

⇒SBT は野心的な目標達成水準であり、SBT を設定することは、社内で画期的なイノベーションを起こそうとする機運を高めます。

3. SBT 目標設定支援を受けるメリット

(1) 経験豊富な本事業事務局による支援

本事業では、平成 29、30 年度において 63 社に対して SBT 目標設定を支援した実績を持ちます（うち 17 社は SBT 認定を取得（令和元年 6 月 21 日時点））。

(2) SBT の理解獲得

本事業事務局から SBT について正確で分かり易い説明があり、SBT の英語文献を読まずとも、SBT の概念や認定基準、設定手法などに係る最新の情報を理解できます。

(3) 目標を算出可能

基準、設定手法に沿った目標の自力算出が可能になり、また本事業事務局から目標案の認定基準との整合性のチェックを受けられます。

(4) コミュニケーション

SBT についての疑問点を、対面・電話・メールによる本事業事務局との質疑応答で解消できます。

4. 本事業の詳細

(1) 対象企業

SBT 目標の設定を検討している企業（過去、環境省の SBT に関わる個別支援実施企業は対象外）

(2) 事業内容

本事業は、複数の応募企業を集めて実施する「合同説明会」、並びに対面・メール・電話等による質疑応答や検討を実施する「個別面談」について実施します。

なお、今年度は、「合同説明会のみ」参加の応募も可能とします。

①. 合同説明会

「Scope3 算定」、および「SBT 目標設定」に分けて実施します（各プログラム 1 社 2 名、200 名程度を想定）。

■ 「SBT 目標設定 合同説明会」(1 回)

日時: 8 月 9 日(金) 14:00~16:30

場所: イイノホール&カンファレンスセンター RoomA

<https://www.iino.co.jp/hall/pdf/accessmap.pdf>

目的: SBT の概要と設定プロセスの理解

- ✓ SBT の概要、認定基準、目標設定手法の解説
- ✓ 第 1 回 SBT 目標設定 面談に向けた準備事項の提示

■ 「Scope3 算定 合同説明会」(1 回)

日時: 8 月 9 日(金) 10:00~13:00

場所: イイノホール&カンファレンスセンター RoomA

<https://www.iino.co.jp/hall/pdf/accessmap.pdf>

目的: 排出量を算定するための必要な情報とプロセスの理解

- ✓ サプライチェーン排出量の概要説明
- ✓ Scope3 の 15 カテゴリの内容、算定方法の説明
- ✓ 第 1 回 Scope3 算定 個別面談に向けた準備事項の提示

②. 個別面談

「SBT 目標設定 個別面談」(20 社程度)を実施します。そのうち、希望する企業には、「Scope3 算定 個別面談」(5 社程度)を実施します。

支援は、基本的に説明や助言とし、実際の検討や資料作成等の作業は参加企業にて実施していただきます。また、参加企業には支援に必要とされる資料の提供をしていただきます。個別面談に採択された企業は、個別面談に対応する合同説明会への参加が必要となります。

■ 「SBT 目標設定 個別面談(※3)」(基本 2 回)

目的: SBT 基準との整合性確認、削減目標に関するディスカッション

提出物: 成果報告(SBT 取組事例)の作成と提出(令和 2 年 1 月末日まで)

(成果報告については、「1. 背景」※2「SBT 取組事例」参照)

- 1 回目
 - ✓ サプライチェーン排出量の算定状況の確認
 - ✓ SBT に関する質疑応答
 - ✓ 削減目標の SBT 基準への整合性確認
 - ✓ 検討した削減目標に関するディスカッション
- 2 回目
 - ✓ (第 1 回面談を受けて検討した)削減目標の SBT 基準への整合性確認
 - ✓ 検討した削減目標に関するディスカッション
 - ✓ 目標設定・達成戦略についての情報提供・助言

※3: 本事業では、SBT の背景や概要、目標水準の考え方といった技術的な支援や、企業の戦略や経営陣への説明についての相談、助言を実施。ただし、みずほ情報総研(株)は参加企業に対して責任が発生するような具体的な作業は行わず、情報提供と助言までを支援の範囲とする。

■ 「Scope3 算定 個別面談」(基本 2 回)

「Scope3 算定 個別面談」のみの応募は受付けておりません。

目的: 算定企業が持つ課題に対する助言、算定結果に関する助言等の実施

提出物: 成果報告(算定事例)の作成と提出(令和 2 年 1 月末日まで)

(成果報告については、「1. 背景および目的」の※2「Scope3 算定事例」参照)

- ✓ 組織範囲の設定に関する助言
- ✓ サプライチェーン上における各種活動の 15 カテゴリへの分類に関する助言
- ✓ 算定対象範囲の決定に関する助言
- ✓ 企業に収集いただく活動量データ項目の決定に関する助言
- ✓ 原単位に関する助言

(3) 応募条件

「個別面談」を応募する場合は、以下①～⑨について同意する企業とします(うち、⑤以降については「個別面談」に採択された企業の場合)。

「合同説明会のみ」を応募する場合は、以下①～④について同意する企業とします。

- ① 本事業の支援の範囲は、「(2) 事業内容」に示すとおりであること。
- ② 本事業の参加費用は無料とするが、活動内容の実施に要する交通費等の一切の実費は、自らが負担すること。
- ③ 環境省 WEB サイト等において支援事業の参加企業として企業名が公表されること。
- ④ 環境省、およびみずほ情報総研(株)に提供された企業情報、および個人情報については、本委託事業の遂行に必要とされる範囲に限り、環境省、およびみずほ情報総研(株)が使用すること。
- ⑤ みずほ情報総研(株)、およびみずほ情報総研(株)から再委託を受けた事業者(株式会社 E-konzal)において実施されること。
- ⑥ 採択後速やかに、本委託事業で実施している「脱炭素経営促進ネットワーク(※4)」の目標設定会員への参加手続きをすること。
- ⑦ 支援の結果として SBT コミット、SBT 認定取得、および削減目標の達成は必須ではないこと。
- ⑧ SBT 目標設定について、認定の取得、認定の申請、コミット等の状況の変更があった場合は、速やかに本事業事務局に報告すること。
- ⑨ 環境省あるいは本事業事務局から、本委託事業の協力依頼や環境省 GVC サイトへの掲載資料の修正等の要請があった場合は、その対応に最大限協力すること。

※4: SBT に取り組む企業間でのコミュニケーションを活発化させるネットワーク。ネットワークの会員状況については、環境省 GVC サイトに掲載中。規約や申込みなどの詳細は別途連絡予定。

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/network/index.html

(4) 採択基準

■ 「個別面談」

応募条件を満たしている企業のうち、申請内容や業種、企業規模等を総合的に考慮し「個別面談」企業を採択いたします。

■ 「合同説明会のみ」

個別面談の応募企業を優先いたします。なお、開催会場の席数に限りがあるため、1社1名に限定、あるいは、業種、企業規模等を考慮などにより対応させていただく場合がございます旨、ご了承ください。

(5) 採択結果

■ 「個別面談」

採択となった企業は、面談に対応する合同説明会に必ずご参加ください。採択されなかった企業も、合同説明会への参加が可能です。

なお、「SBT 目標設定 個別面談」に応募された企業は「Scope3 算定 合同説明会」への参加も可能となります。

■ 「合同説明会のみ」

採択となった企業は、指定された合同説明会への参加が可能です。

(6) 支援スケジュール

「Scope3 算定 個別面談」、および「SBT 目標設定 個別面談」の両方を採択された企業の場合、面談は、同一日に実施予定としております。

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2~3月
合同説明会	●						
個別面談(第1回)		←————→					
個別面談(第2回)			←————→				
成果報告の提出締切						●	
環境省 GVC サイト掲載							●

5. 募集期限

令和元年7月26日(金)正午まで

6. 応募手続きについて

「個別面談」、「合同説明会のみ」のどちらかを応募する企業は、「申請書」に必要事項を記載し、捺印の上、提出期限までにみずほ情報総研(株)へメールにて提出してください。なお、採択の結果に関わらず、応募書類は返却いたしません。

■ 関連文書

以下の①についてご確認の上、②にご記入いただきます。

- ① 当文書（【SBT 目標設定支援事業】募集要項）
- ② 【SBT 目標設定支援応募】申請書

■ 提出先

メールにてご送付をお願いします。

件名:【SBT 目標設定支援応募申請】 応募企業名

E-Mail: scm@mizuho-ir.co.jp

(SBT 目標設定支援事務局 (みずほ情報総研(株)))

■ 提出物

上記のメールに添付してください。メールの容量制限など、メール添付による申請書類の提出が難しい場合は、その旨「8.お問合せ先」までご連絡ください。

- ① 「【SBT 目標設定支援事業】申請書」の申請者捺印済み PDF ファイル
- ② 上記①の元の Word ファイル (参加管理の入力の際、誤入力を防ぐために使用。捺印不要。)

7. 免責事項

(1) 個別面談は原則としてみずほ情報総研(株)(東京都千代田区神田錦町)、もしくは再委託先の(株)E-konzal(大阪市淀川区西中島)にて実施する。ただし、首都圏・関西圏以外の地域の企業に対しては、テレビ会議や電話会議の開催も可能とする。

(2) 合同説明会、および個別面談において提供された資料の著作権は環境省、およびみずほ情報総研(株)に属し、参加企業は社内利用(連結の子会社も含む)に限り非独占的使用権を許諾されるものとする。

また、企業が作成した成果報告にかかる環境省 GVC サイトへの掲載資料の著作権については、作成した企業に属するものとする。ただし、環境省ホームページの著作権に関する規定(※5)に則り、二次利用を許諾されたものとして扱うことに同意すること。

※5: (URL) <http://www.env.go.jp/mail.html>

- (3) 本事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、本支援を中止する場合がある。
- (4) 参加企業は、参加企業の役員等が、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものである。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、支援を中止する。

8. お問い合わせ先

メールにてお願いいたします。

件名:【SBT 目標設定支援事業 問合せ】 問合せ企業名

E-Mail: scm@mizuho-ir.co.jp

(SBT 目標設定支援事務局(みずほ情報総研(株)))

以上